

大阪府障がい者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会
ひとり親雇用等貢献企業顕彰審査部会運営要綱

令和 3 年 1 月 28 日部会長決定
令和 4 年 7 月 21 日 一部改正

(目的)

第 1 条 大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、就業経験の不足等様々な理由から就職に困難が伴うことが多いひとり親の雇用の促進等に関し、特に優れた取組をした事業主の顕彰に関する調査審議を行うことを目的とする。

(組織)

第 2 条 ひとり親雇用等貢献企業顕彰審査部会(以下、「部会」という。)を組織する委員(以下、「部会委員」という。)は 3 人以内とする。

(会議の公開)

第 3 条 部会の会議は、会議の公開に関する指針(昭和 60 年 11 月 26 日大阪府知事決定。以下、「指針」という。)の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があると部会長が認めるときは、この限りではない。

(会議)

第 4 条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
2 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第 5 条 部会の運営に関する事務を処理するため、部会の事務局は、福祉部子ども家庭局子育て支援課に置く。

(部会委員以外の者の意見聴取)

第 6 条 部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見等を聴取することができる。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 7 月 21 日から施行する。